

2012 学事年度からの高等教育制度について【速報版】

平成 23 年 2 月 14 日
JSPS ロンドンセンター

平成 23 年 2 月 10 日、ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）は、2012 学事年度からの高等教育制度について Office for Fair Access (OFFA) に示した最終的な指示書（Guidance letter）及び National Scholarship Programme (NSP) の概要を公表した。なお、NSP の詳細な内容はイングランド高等教育財政会議（HEFCE : Higher Education Funding Council in England）より公表された。指示書の主な内容としては、①大学は設定した指標に対して測定可能な進捗状況を示さなければならない、②中退する学生数を減らすようにしなければならない、③OFFA の局長は合意した指標への達成が不十分な大学に対してアクセス拡大への投資を求める、④Access Agreement は 1 年ごとに見直し、となっている。

【BIS の関係 URL】

<http://nds.coi.gov.uk/content/Detail.aspx?ReleaseID=417909&NewsAreaID=2>

<http://www.bis.gov.uk/he-access-agreements>

【HEFCE の関係 URL】

<http://www.hefce.ac.uk/news/hefce/2011/scholar.htm>

1. OFFA に示した指示書の内容について

【前書】

高等教育機関がインプットやその過程よりもアウトリーチ活動の効果や他の公平なアクセスへの活動を重視することを期待。過去の有力大学の公平なアクセスに関する取組は不十分であり、確固たる取組を行うことが必要。不利な立場にある学生（経済的な問題、マイノリティなど）が公平なアクセスのための取組の中で考慮されることを期待。£6,000 以上の授業料を課す大学は新しい Access Agreement を締結することが求められる。£9,000 の授業料を課すのは例外とする。

【目的】

- ・ 不利なバックグラウンドを持つ学生が高等教育機関に入学し、プロフェッショナルな仕事に就くことで賃金の高い職を得ることができると、社会的な流動性を高める。
- ・ 高い能力を持つ進学希望者が、上位の高等教育機関へ進学できるように公平なアクセスを拡大。
- ・ 不利な立場にある多くの学生が高等教育機関への関心を高めることができるなど、高等教育への広い参加を促進し続ける。

【New Access Agreements】

2012 年 9 月 1 日より新制度が適用され、graduate contribution（卒業生の貢献）が増加する。大学が受け取る多くの資金は、政府が負担した授業料を学生から受け取ることによる。£6,000 以上の授業料を課す大学はすべて OFFA と新しい Access Agreement を締結することを意図する。各大学に対しては、自身が設置した公平なアクセスに関する目標に年々近づけるように持続的かつ有意義な進捗を期待。OFFA に対しては、公平なアクセスに関する単年ごとの進捗状況を把握することを期待。また、一つの機関で学んだ学生が他の機関に進学するケースなど、高等教育への広い参加に関する大学の動きを理解すべき。OFFA は大学に入学者と同様に志願者の成績など様々な情報を集めて分析することを勧めてほしい。この情報は、効果的であった活動の方向性を把握するのに役立つ。HEFCE、HESA (Higher Education Statistics Agency) やその他関係機関と協力して、高等教育分野全体に関する指標を作成

し、公表することを要請。

【Access Agreement-機関とコース-の範囲】

高等教育機関が設定する授業料の基準値は£6,000。OFFAの許可なしにいかなる機関も£6,000以上の授業料を課すことはできない。上限は1年間当たり£9,000とし、2012年9月1日以前は適用できない。高等教育の白書の公表に先駆けて、高等教育機関が進学を希望する学生に対して授業料や財政的な支援に関するサポートなどを説明するように指示。この情報は各高等教育機関のウェブサイトやUCASやStudent Finance England（学生ローンの会社）などを通じて発信。Access Agreementは、個別のコースごとではなく機関全体として締結する。

【協力】

多くの機関は高等教育への参画拡大に共同して取り組んでおり、Access Agreementはこれに基づくものにすべき。

【フランチャイズド・コース】

HEFCEやDepartment for Educationから直接交付金を受けている継続教育機関で£6,000以上の授業料を課す大学は、Access Agreementを締結することが必要。高等教育機関から財政支援を受けている継続教育機関（フランチャイズド・コースを含む）が£6,000以上の授業料を課す場合もAccess Agreementを締結する。

【パートタイムコースの規則】

パートタイムコースも高等教育法2004の範囲に含まれることに伴い、パートタイムコースに£6,000以上課す場合は、速やかにAccess Agreementを通じた許可を得ることが必要

【Access Agreement-内容-の範囲】

初年にかかる費用は、アクセスにかかる費用を含め£6,000以上を課した収入から得る額を合計したのから始めることを期待。現状では、この分野においていかなる最小限の要求も提案しない見込みだが、公平なアクセスの活動のために授業料のうち一定額を充当するための規則を作成する余力はある。このことについては、OFFAの助言やAccess Agreementの進捗状況を踏まえて、今秋に検討する。 Access Agreementに含むことを期待する内容は以下の通り。

- ・ 地域の高校・カレッジと行う、指導プログラム、学校訪問などアウトリーチ活動の規模や特徴
- ・ 成人学生（職場や地域社会における）をひきつけるようなアウトリーチ活動の規模や特徴
- ・ サマースクールプログラムやセミナーの規模や特徴
- ・ 大学が提示する授業料を無償化する学生数や奨学金額、支援対象には、実習コースなど通常のルートではなく入学してくる学生も含む
- ・ 新しいNSPへの参加の誓約
- ・ 能力のある生徒の獲得やアウトリーチ活動を通じた（高等教育機関への強い願望の惹起と実現）
- ・ 就学した生徒への支援の提供（追加的な学習支援、助言、心のケアなど）
- ・ 特に成人学生を対象とする不利なバックグラウンド出身の学生への、パートタイムコース、遠隔教育、2年学位など幅広いプログラムの提供

上位の高等教育機関は、不利なバックグラウンドだが高い能力を持っている生徒の入学を推進していると認識している。彼らはこのような生徒に対して、通常よりも低い入学資格を要求したり、進学希望者が在籍する高校の平均値など様々なデータを活用している。政府は、それらの方法がアクセスの拡大のために有効であり、適した方法だと信じている。また、OFFAは、大学が学生に対し政府からの高いローンを要求する一方、授業料が目的にかなって正しく使用されるかを監視しなければならない。OFFAはHEFCEと公的財政の有効な使用方法について議論をすることを期待。政府は、OFFAが授業料無償化を推奨することを希望する。無償化は、政府・学生双方にコスト削減の利益をもたらす。NSPは、予算全額が執行される2014/15年までに我々の目的に見合ったものになることが必要。原則とし

て、政府と機関のマッチングファンドであるが、2012 年に関しては、OFFA の裁量で NSP へのマッチングファンド額を減額することが可能。

以前、各高等教育機関が貧しい学生に小額の奨学金を給付することを期待するとしたが、OFFA から提出された、限られた効果しかないとの証拠を踏まえると、もはやこの手法は奨励しない。

【成果の測定と進捗状況の評価】

新しい Access Agreement は、1 年ごとに進捗状況を確認。 アクセスと保持率の指標は HESA によって算定される。アクセスに関する効果の指標は、①公立学校・カレッジからの進学率、②低社会経済階級からの進学率、③低進学率地域からの進学率、など。

【実施と制裁】

主な制裁は Access Agreement の更新を認可しないことで、£6,000 以上の授業料を課せなくする。 また、OFFA は高等教育機関が違反した場合には、①最高£50 万までの罰金を課すこと、②学生が損害を被った場合、誓約を履行しなかった場合は損害を賠償させること、もできる。高等教育機関の目標が十分進捗していないと思われる場合は、事実や背景等を調査し、措置を講じることができる。

【監視と報告】

OFFA はまた高等教育全体の進捗状況の評価する。今秋には Access Agreement の実施状況について報告を要する。このシステムが確実かつ早急に進捗するために必要だと思われる事項や権力を含め、このシステムを強化するのに有益なアプローチ方法などを報告に含めてほしい。

2. NSP について

公表された NSP の概要は以下の通り。なお、NSP に関する指示書は 3 月中旬の各大学・カレッジへの配分額と同日に公表予定。

【基本方針】

- ・ NSP は、2012 年秋から高等教育機関に入学する学生を対象
- ・ 政府は、NSP に対して 2012-13 会計年度に£5,000 万、2013-14 会計年度に£1 億、2014-15 会計年度£1 億 5,000 万を支出
- ・ 2012/13 年が初年となるが、2014/15 年の NSP の完全実施に向けて、当該年に実施内容を踏まえて評価・改正予定
- ・ 2012/13 年の各高等教育機関の交付金の配分額は期間の大きさや NSP で設定した目標等を勘案して 3 月上旬に公表予定
- ・ NSP は、HEFCE から直接交付金を受け取っているイングランド高等教育機関を対象
- ・ 高等教育機関は学生個人への支援についても責任を負うほか、各機関のウェブサイト上で NSP の支援スキームについても周知
- ・ UCAS は各機関の NSP スキームを周知しているページとリンクを貼るポータルサイトを開設
- ・ 各機関が NSP を実施するための指示書については、内閣の指示の下 HEFCE が OFFA や BIS と協力して作成
- ・ NSP の配分とプログラムの効果は、現在の Access Agreement と関連している Widening Participation Strategic Assessment を通じて運営・報告
- ・ 高等教育機関は、目標とした NSP の効果を計るための適切なデータを提供

【NSP は個人に対して直接的に支援】

- ・ NSP は、資格を有する学生個人にして直接的に支援
- ・ 有資格の学生は、£3,000（パートタイム学生はフルタイム学生の最低 25%は就学）以上の支援を 1 年に限り実施
- ・ £1,000 までの奨学金は、速やかに給付

- ・ NSP の予算はアウトリーチプログラムには使用できず、大学は代替手段を通じて支援を継続

【メニュー】

- ・ 各機関は、以下に示すもののうち1つ以上を提示
 - ・ 授業料の無償化とディスカウント
 - ・ ハイレベルのコースに進学するためのファンデーションコース（1年間）の無償化
 - ・ 宿泊施設の割引等
 - ・ ￡1,000 までのスカラーシップや奨学金は速やかに給付

【NSP の支援を受けるための学生の資格】

- ・ 年間所得￡25,000 以下が対象者となるが、￡25,000 以下であっても必ずしも有資格ではない
- ・ 各機関は、NSP に関する設定目標や各機関の状況を踏まえ、受給資格の詳細を決定
- ・ 受給資格は明確かつ透明性が高くなければならず、各高等教育機関のウェブサイト上で周知
- ・ 受給資格の有無は開講する年に検討

【2012/13 年（初年）の機関とのマッチングファンド】

- ・ 初年は、OFFA は Access Agreement を通じて要求するマッチングファンド額について配慮が可能。マッチングファンドに対する高等教育機関へのプレッシャーが強く効果的なアウトリーチ活動ができないなどの、予期せぬ結果を避けるための措置
- ・ 開始時の前提として、マッチングファンドの出資割合は1 : 1
- ・ （NSP に）参加を希望する Access Agreement を必要としない機関は、初年にマッチングファンドに必要な額を50%減額。HEFCE も同様のマッチングファンドに関する配慮が可能
- ・ 高等教育機関は、有資格者数や学生への支援額の増加によってマッチングファンドの額を決定（￡3,000 以上）

【評価と改善】

- ・ HEFCE と OFFA はプログラム全体の設計に必要な情報を得るための評価戦略や評価方法を策定
- ・ 将来的なスキームの優先順位は以下の通り
 - ・ 学生の選択の拡大
 - ・ 資格に関する改善と早目の伝達
 - ・ アウトリーチ活動を通じた集積化と指針の改善

（了）